

各部（局）長 様
（各部局主管課長 様）

福 祉 部 長

「こども」表記について（通知）

本県において行政文書等を作成するに当たり、「子供」の表記については、公用文例規程により原則常用漢字を使い、漢字で表記しています。

令和4年9月15日付けでこども家庭庁発足準備室長事務連絡が発出され、各省庁においては、こども基本法の基本理念を踏まえ、平仮名表記の「こども」が推奨されているところ（別添参照）

福祉部においても、令和6年4月1日から新しい組織体制の下で「こども基本法」を踏まえた子供政策を推進するため、当該通知を踏襲し、下記のとおり福祉部での子供政策分野における「子供」表記を平仮名表記「こども」に統一いたします。

なお、使用ルールについては、別添の令和4年9月15日付けこども家庭庁発足準備室長事務連絡を踏襲することとします。

貴部局における表記の際の参考にしてください。

記

1 使用開始日

令和6年4月1日

2 使用ルール

令和4年9月15日付けこども家庭庁発足準備室長事務連絡のとおり

① 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる

② 特別な場合とは

例) 法令に根拠がある語を用いる場合、固有名詞を用いる場合、
他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合 等

3 参考【公文例規程】

〈公文例規程 第3条第1項〉

公文書に用いる漢字、仮名遣い及び送り仮名については、それぞれ常用漢字表、現代仮名遣い及び送り仮名の付け方によるものとする。

〈常用漢字表 前書き〉

この表は、科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個人々の表記にまで及ぼそうとするものではない。



原則「子供」表記ではあるが、子育て・少子政策など専門分野においては「こども」表記が使用可である。

担当：少子政策課 総務・企画担当
内線：3269